

令和7年度さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画等検討業務

要求水準書

1. 業務名

令和7年度さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画等検討業務

2. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

さいたま市全域

4. 予算の上限額

19,547,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5. 業務の目的

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン基本計画（以下「SMARTプラン」という。）は、様々な交通課題と基本方針等を示すもので、平成16年度に策定している。その後、平成28年度の改定を経て、今回、令和7年度を目標に次期改定を行うため、令和5年度より検討に着手している。

今回の改定では、将来ビジョンを描き、目標を達成するための各種施策を総合的に検討することで、さいたま市地域公共交通計画及び、さいたま市都市交通戦略を統合した持続可能なモビリティ計画として改定していくこととしている。

本業務では、令和5、6年度の検討内容を基に、SMARTプランを成案化するとともに、今後の持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、既存のバス路線の再編による地域別対応方策（案）を作成することを目的とする。

（参考）SMARTプランの検討状況

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/010/018/015/001/index.html>

6. 提案を求める事項

業務内容を踏まえた以下の点について提案を求める。

- (1) 総合都市交通体系マスタープラン基本計画の改定にあたっての下記の事項
 - ア 新たなモビリティ計画としての先進性・合理性
 - イ 計画策定及び施策実現に向けた具体性
- (2) 公共交通地域別対応方策の検討にあたっての下記の事項

- ア 対象エリアの選定プロセスについて
- イ 地域別対応方策の具体性・持続可能性

7. 業務内容

業務内容については、プロポーザル審査における提案内容を踏まえ、優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

7.1. インターネットアンケート調査の実施及び分析

さいたま市都市交通戦略の施策評価の分析を目的にインターネットアンケート調査を実施し、アンケートで得られた回答の分析を行い定量的に整理する。

- ・対象者：さいたま市在住の男女 2,000 人を想定

7.2. SMART プランの成案化

(1) 骨子案の具体化

令和 6 年度に作成する SMART プランの骨子案について、さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会や市民意見等を踏まえて見直しや具体化を図り、計画書としてとりまとめ印刷まで行う。

また、検討にあたっては、今後の交通施策として優先的に取り組むべき施策を抽出し、それらの実現に向けたロードマップについて検討する。

なお、計画書のとりまとめにあたっては、以下の点について留意すること。

- ア) 新たなモビリティ計画としての先進性・合理性
- イ) 計画策定及び施策実現に向けた具体性

(2) 概要版パンフレット等の作成

パブリックコメントの実施にあたって、概要版資料を作成する。

また、パブリックコメントを踏まえて成案化された計画書の概要版パンフレットをとりまとめ、印刷まで行う。

7.3. 公共交通の地域別対応方策の検討

SMART プランにおける各種検討や課題地域等の分析を踏まえ、既存のバス路線等の再編を図るべきエリア（4 地区程度）を抽出し、既存バス路線の運行計画の変更及びコミュニティバス、デマンド型乗合タクシーや自家用有償運送等の導入に向けて、交通手段毎に運行内容や費用等の具体的なシミュレーションによる比較検討し、交通事業者等との協議を踏まえ当該地域における最適案を検討する。なお、市内バス事業者の GTFS データの購入を含む。

なお、検討にあたっては、以下の点について留意すること

- ア) 対象エリアの選定プロセスについて
- イ) 地域別対応方策の具体性・持続可能性

7.4. 会議及び関係機関協議の支援

さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会及び、改定にあたり必要となる関係機関協議における会議資料の作成印刷、議事録の作成を行う。

- ・さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会：2回
- ・関係機関協議（専門家、交通事業者、交通・道路管理者等）：3回程度

7.5. 打合せ協議

業務着手時、中間報告及び成果品納入時に打合せを実施する。その他、業務の遂行に際しては、委託者と十分に連絡を取りながら行う。

7.6. 報告書作成

調査項目から得られた結果を報告書にまとめる。作成にあたっては、本業務の調査の流れ、内容及び検討結果等、図表等を用いて分かりやすく作成する。

8. 成果物

検討過程及び検討結果についてまとめ、下記を提出するものとする。また、本業務は、業務成果を電子データで納品する「電子納品」の対象とし、「電子納品」にあたっては、「さいたま市電子納品要領【簡易普及版】」を適用する。

- (1) 報告書（A4判くるみ製本） 2部
- (2) 電子成果品（CD-RまたはDVD-R） 一式
- (3) さいたま市総合都市交通体系マスタープラン 本編
規格：A4
部数：250部
- (4) さいたま市総合都市交通体系マスタープラン 概要版パンフレット
規格：A4
部数：800部

9. ウィークリースタンスの実施

本業務は、ウィークリースタンスの対象業務である。業務環境を改善するため、業務着手時の初回打合せにおいて、受発注者間で取り組む意思及び内容を確認し、次の取組内容を設定する。

- (1)月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2)水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3)土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4)その他、任意に設定する

10. その他

本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。